1908年ロシアの中央統計局構想

山口秋義*

要旨

20世紀初頭帝政末期のロシアにおいて統計制度改革が3度試みられた。これらのうち1908年と1911年に国会審議へ付された2つの法案はいずれも、二院制を構成するうちのひとつであったドウーマと呼ばれる議会の承認を得られたもののもうひとつの国家評議会において否決された。また1916年に作成された改革案は1917年の二月革命によってロマノフ王朝が崩壊するなかで議会における審議に至らなかった。

本稿ではこれら3つの統計改革案のうち1908年統計法案をめぐる経緯をロシア国立歴史公文書館所蔵の公文書に依拠して跡付ける。本稿の課題は公文書の解読を通じて次の2点を示すことである。

第一に、1908年の統計改革案が万国統計会議を中心とした西欧統計論議の成果の継承であり、なかでも1867年フローレンス大会において各国へ勧告された統計制度モデルを反映したものであることである。

第二に、国会において廃案の根拠となった論点のひとつとして統計の独立性への危惧が示されたことである。

本研究によって、1908年統計改革案はロシアにおける最初の中央統計局構想であり、のちのソヴィエト政権によって創設された集中型統計制度を理論的に準備したものであることを示す。

^{*}やまぐちあきよし、九州国際大学現代ビジネス学部、a-yamaguchi@cb.kiu.ac.jp 本研究はJSPS 科研費18K01537の助成を受けたものです。

キーワード:社会思想史、ロシア経済史、統計制度、統計調査、万国統計会議

序

20世紀初頭帝政末期のロシアにおいて、政府統計制度の改革案が3度作成された。このうち1908年と1911年に議会へ提出された2つの統計法案は二院制を構成するうちのひとつであったドウーマと呼ばれる議会(以降、ドウーマとする)において採択されたものの、もうひとつの国家評議会において否決された。また1916年に作成された改革案は1917年の二月革命による帝政崩壊のなかで議会審議に付されることがなかった。これら3つの改革案において示された統計制度のあり方はのちに初期ソヴィエト政権によって創設された集中型統計制度と多くの共通点をもつ。これらの3つの統計改革構想に関してエリセーエワ等は2016年の著書の中で次のように記している。「改革案の作成者たちはこれを構想するにあたり国際的統計実践を参考とし、万国統計会議の見地を強調していることは注目に値する。」」いずれも実現することのなかったこれら3つの統計改革案は、単一中央統計組織を設置し統計調査の統合を目指した西欧統計論議を反映したものであった。実現されなかったこれらの構想は後にソヴィエト政権による中央統計局の創設へとつながるものであり帝政ロシアにおける中央統計局構想と呼ぶことができる。

さて、本稿の課題は次の二つである。

第一に、1908年統計法案²に示された政府統計制度のあり方へ、万国統計会議における統計制度論議と西欧諸国の統計実践とがどのような形で反映したかを解き明かすことである。

第二に、この法案が議会審議を経て廃案となった論拠として統計の独立性への危惧があったことを明らかにすることである。エリセーエワ等は前掲書においてこの点に関して次のように記している。「1910年12月1日ドウーマによって法案は承認された。しかし国家評議会における審議において賛同が得られな

かった。それは国家評議会が地方統計機関の再編を必須と考えたにもかかわらず、その構成の問題が法案において扱われていなかったからである。」³ 1908 年統計法案を作成した内務省中央統計委員会が中央統計組織と合わせて地方統計組織の再建が必要であると考えていたにもかかわらず、財政上の理由からこれを断念した。このことが国家評議会における廃案の根拠の一つとなったことはエリセーエワ等の指摘するとおりである。しかし議会における審議のなかで法案に示された統計制度の不備として政府統計の独立性が担保されるかについての疑義が示されている。この論点に関して議会審議のなかでどのような懸念が示されこれが法案否決につながったかを検討する。

これら二つの課題を考察するため、ロシア国立歴史公文書館 (РГИА: Российский Государственный Историйческий Архив) 所蔵のロシア帝国内 務省中央統計委員会公文書に依拠する。

第1節 統計改革の社会的背景

1903年12月内務大臣プレーヴェは、参謀本部少将でニコライアカデミーと呼ばれた士官学校において統計学および軍事地理学を担当する教授であったゾロタリョフ⁴を内務省中央統計委員会長官として招聘した。プレーヴェ内相の求めに応じてゾロタリョフは就任直後から政府統計制度の改革案作成に着手し⁵、彼の構想に基づいて作成された法案は1908年10月31日にドウーマへ提出された。法案作成作業が進められた前後の時期におけるロシア社会は、戦争とテロルによって一層不安定となる。1900年から1902年までヨーロッパ各国を襲った経済恐慌とそれに続く停滞の社会的帰結として、社会をより不安定としたいくつかの事件が起こる。たとえば、1904年1月から始まり1905年8月のポーツマス条約をもって終わる日露戦争、1904年7月15日に社会革命党(エスエル)によるプレーヴェ内務大臣の暗殺などが挙げられる。また日露戦争中の1905年1月には、首都ペテルブルグの冬宮前広場に集まり窮状を皇帝へ訴えようと

した群集へむけ軍隊が発砲した血の日曜日事件が起きた。経済恐慌と戦争によって諸階級間の緊張が高まり1905年には第一次ロシア革命の波がロシア各地を襲った。このように社会情勢がより不安定となるのに伴い、統計数値に依拠した社会認識の必要性が為政者によってより強く意識されるようになる。例えば、統計数値が必要な状況下にありながら欠如していたために特別な調査組織を作らなければならなかったことを示す次のような記録がある。「日露戦争のあと戦時支出から生じた訴訟へ対処するためにヴェ・ペ・チェレヴァンスキーを議長とした大きな組織を特別に創設しなければならなかった。なぜならひとつの機関もこのことを自らの任務とみなしていなかったからである。」6

暗殺されたプレーヴェの後任者のミルスキー内務大臣へ中央統計委員会長官 ゾロタリョフが統計改革案を提出したのは1904年12月8日であった。1905年 2月7日付けのゾロタリョフ書簡には次のように記されている。「ミルスキー 大将が内務大臣に就任すると私は添付資料1番の文書を提出し、以前から私に 一任されていた委員会再編に関する諸原則を提出することを願い出た。・・(中 略)・・12月8日私はここに添付する法案を提出した。これは内務大臣閣下が 作成するよう命じていたものでありすでにほとんど出来上がっていたものであ る。」⁷

その後1906年12月7日に内務大臣ストルイピンへゾロタリョフは自らの統計改革構想を網羅的に示した報告書「内務省統計機関改革問題に関する中央統計委員会長官の報告」⁸を提出した。ストルイピンは12月24日にこの報告書を閣僚会議へ提出した⁹。このゾロタリョフ報告は1908年10月31日に統計法案とあわせてドウーマへ提出された文書「統計評議会と中央統計局の再編について」¹⁰とほぼ同じ内容である。ドウーマへ法案を提出するのに先立つ1908年9月12日、内務省中央統計委員会は統計改革の骨子を説明した文書を閣僚会議へ提出した¹¹。これには法案とストルイピン内務大臣の意見書が添えられている¹²。1908年11月5日、ドウーマは法案検討委員会を設置し統計法案はこの委員会会合において1909年4月18日、21日、25日、12月1日の4回にわたって

検討された¹³。ドウーマ本会議は1910年、この法案に若干の修正を加え概ね原 案通り採択し国家評議会へ送付した。

国家評議会第6会期本会議に先立つ1910年6月12日と11月4日、「財政および法案検討合同委員会」と呼ばれる委員会において法案が検討された¹⁴。この合同委員会ではかつて中央統計委員会長官であったペ・ペ・セミョーノフがゾロタリョフと鋭く対立し、法案を否決すべきであると主張した。1910年12月1日、同法案は国家評議会本会議において反対多数をもって否決された。

統計改革法案の作成過程と議会における廃案にいたる経緯は概ね以上のとおりである。統計法案の骨子と議会における審議について議事録等の記録に依拠 しながら見ていく。

第2節 改革法案の骨子

2-1. 1906年中央統計委員会長官から閣僚会議への報告書

1905年2月7日付けのゾロタリョフ中央統計委員会長官の書簡には、1904年12月8日に統計改革法案をミルスキー内務大臣へ提出したと記載されている¹⁵。ゾロタリョフの統計改革構想が示された最も古い文書として確認できるのは、ストルイピン内務大臣を通じて1906年に閣僚会議へ提出された報告書「内務省統計機関改革問題に関する中央統計委員会長官の報告」である。この報告書は1908年にドウーマへ提出された文書「統計評議会と中央統計局の再編について」とほぼ同じ内容である。その内容を見ておく。

1906年報告書においてゾロタリョフは次の二つの点を詳細に論じている。

第一に、特定官庁に属さない単一中央統計組織を設置することは、万国統計 会議を中心に行われた西欧諸国の統計制度論議の成果を踏まえたものである。

第二に、ロシア政府統計制度が西欧各国の統計制度と比して後進的である。 第一の点について概ね以下のように論じている。

19世紀西欧諸国における統計活動と統計学の成果として次のような統計組

織に関する原則が得られたという。すなわち、「国の統計行政に対する指導は単一中央機関におかれなければならない。」 16 ゾロタリョフはこの一文の出所を示していないが、ペテルブルグ大学教授ヤンソンによる1879年の著書からの引用である 17 。これはロシア革命後の1918年に行われた全露統計家大会における基調報告のなかでソヴィエト政権下初代中央統計局長のポポフによってもまた引用されている 18 。

各官庁がそれぞれ統計調査を実施する分散型統計制度に対して、単一中央統 計機関が中央政府のすべての統計調査を担う集中型統計制度が優位であると いう認識が、19世紀半ば以降の西欧統計制度論議における主流となっていく。 集中型統計制度の長所についてゾロタリョフは、国の統計指標体系の全面性と 統計調査の効率性であると次のように述べている。「一方ではすべての機関を 総動員しながら関心をもたれるすべての事実を時官にかなって観察することに より調査の全面性を獲得することができる。他方では各官庁が同種類の資料を 収集し集計する場合に生じる経費支出を削減することが可能となる。」 ¹⁹そし てこのような統計活動の成否は「他の一連の国家機関からの十分な独立性」20 に依存していると述べる。その好例としてゾロタリョフはドイツ帝国を挙げて いる。「ヨーロッパ諸国の中でドイツ一国だけがこのような機関を持っている。 そこでは帝国首相に直属する機関が国のすべての統計に関与している。| ²¹さ らに統計の政治的中立性の必要について次のように述べている。「それは行政 への従属や権力による支配から免れるべきである。| ²²統計の政治的中立性と いう考えをゾロタリョフは早い時期から持っていた。1903年12月に中央統計 委員会長官として就任した直後にプレーヴェ内務大臣へ提出した書簡のなかで 統計機関の長として求められる資質を次のように示している。「彼の手元にあ る統計が恣意的な武器として利用されるべきでないという政治的信条をもって いること。| ²³またこの時点でゾロタリョフは単一中央統計機関を内務省付属 機関として想定していた。

第二の点については次のように論じている。当時のロシア統計制度の最大の

問題点は、各官庁が分散して統計調査を行うことから生じる重複と空白である と述べている。「明らかなことはロシアにおける統計活動の貧弱さときわめて 分散的なことであり、また不均等なことである。多くの問題が重要であるにも かかわらず必要なときに調査されず、あるいはいくつかの官庁によって同時に しかも相互の連携なしに調査される。ある機関は自らにとっても必要のない資 料を作成し、他の官庁は手元にある資料を利用しない。| 24当時の統計調査の 重複と食い違いの状況を伝える次のような記録が1910年12月1日の国家評議 会における発言として残されている。ここでは収穫統計が3つの官庁ごとに全 く異なった結果になっていることが示されている。「わが国の今の状態が統計 的時代錯誤とカオスにあることを示す例を示したい。周知のように収穫統計 は3つの官庁、すなわち、中央統計委員会、農業省および財務省が作成してい る。・・・(中略)・・・農業総局は収穫が平均的だが地方によっては食糧支援 が必要とされるほど少ないという。中央統計委員会は違う統計を公表し、いく つかの地方では不作であるとはっきり確認している。そのあとで財務省の統計 は全ての地方で豊作とはいえないまでも余剰があると示している。| 25このこ とから「全体としてわれわれはすべての近代的文明国よりも下に位置する。| ²⁶ と評している。

さて、この当時内務省中央統計委員会と並んで各官庁統計活動の調整機関として統計評議会が設置されていた。1860年に設置された統計評議会は、各官庁代表を中心に構成され中央統計委員会長官が議長を兼務した。しかし実際には統計評議会が十分に機能しなかった。このことについて次のような記述がある。「一方において法的規定があいまいであったこと、他方において各官庁が独立性を維持したいという要求を持っていたこととによって、統計評議会の第一に重要な課題が麻痺させられた。このことによって創立以来の全期間を通してまったく何もできなかった。しかも全官庁の全統計機関はこれとは関わりなしに活動した。」²⁷尚、この一節は1908年にドウーマへ提出された報告書²⁸と1918年の全露統計家大会におけるポポフの報告²⁹においても引用されている。

統計評議会が総合調整機関として設置されながらも十分に機能していなかった 原因のひとつに各官庁が統計評議会決定を履行する義務がなかったことがあ る。また統計評議会が中央統計委員会に付属する機関であるという組織構成上 の問題もあった。これらのことは2年後の1910年の国家評議会における法案 否決の根拠ともなる。

1853年に設置された中央統計委員会は1811年に設置された警察省統計部をその前身とする。1906年における中央統計委員会の組織は、増加する業務と比べて脆弱であったと、ゾロタリョフは次のように記している。「統計情報への要求が常に増大するにもかかわらず、委員会の人材は今でも創設時と同じである。」 30 1897年に実施された第1回ロシア帝国人口センサスの集計作業のため一時的に人材が増えたものの、集計作業が終わった1905年7月1日に再び縮小された。1906年における中央統計委員会職員数は幹部を除くと「8人の編集員と2人の計算員」 31 しかいなかった。

中央統計委員会はその地方組織として県統計委員会を擁していた。これは内務省の直轄機関ではあったが、県統計委員会職員の任免権は県知事に与えられていた。このことが「地方組織の人事に中央統計委員会が少しも関与することをできなくした。」32さらに地方には内務省統計機関とは別にゼムストヴォ統計局があった。「中央機関とゼムストヴォ及び都市統計局との関係を定めた法律がまったくない。中央統計委員会はこれらの活動に影響力を行使することも全国家的目的に利用することもできない。」33このようにゼムストヴォが設置されていた諸県において「地方統計組織が二重に」34存在し、中央統計委員会はそれぞれに対して十分に関与することができなかった。「ゼムストヴォを除くと特別な統計機関は郡には存在しないし、末端の基礎資料を集めるのは警察または内務省の出先機関である。」35さらにこれらの問題点を踏まえ内務省中央統計委員会と統計評議会とをあわせてゾロタリョフは次のように評している。「このようにして全く独立し、あるべき形で装備された審議と執行との二つの機能を有した最高統計機関を作る替わりに、本質的に二流の機関を創っ

た。ひとつは権限も義務もなく、もうひとつは広い義務と権限を持っているが活動のための十分な予算を手段とを持たず、内務省外の統計を指導するあらゆるイニシアティブを欠いた。」³⁶尚、この一節は1918年のポポフ報告において引用されている³⁷。

このような組織上の問題が次のような統計数値の問題へと反映する。「ここから明らかなことは、各官庁の行政統計における統一性が欠如していること、政府行政統計とゼムストヴォや都市の行政統計とのわずかな関係も欠如していることである。そして統計資料の全面性がないことが明らかであり、これは人口移動、住居地その他のここの問題だけでなく、労働分野が全く作成されないなど、全体についてもそうである。」³⁸なお、この一節は1908年のドウーマへの報告書にはない。

ゾロタリョフは報告書の最後を次のように締めくくっている。ロシアの政府統計組織は中央から地方に至るまで根本的な改革を必要としている。しかし「すべての改革を一度に実施することは一方において国家財政の好ましくない状態を考慮し、他方において中央機関の再建なしに地方組織の問題を解決することが困難である」³⁹ので「国家上層統計機関の改革に全努力をそそぐこと」⁴⁰を提案している。このように地方統計組織の改革が重要な課題であると認識しつつも財政上の困難から棚上げされた。

2-2-1. 1908年中央統計委員会長官と内務大臣から閣僚会議への書簡

1908年10月31日に内務省中央統計委員会は統計改革法案を提出した。これに先立ち各官庁代表から成る会議において法案が検討され、その検討結果が閣僚会議へ同年9月12日に提出されている⁴¹。統計改革の必要性は当時の政府統計が抱えていた次のような状態によって惹起されたものであると記されている。「異なる官庁にとって必要な様々な情報を入手するために、わが国の行政統計組織は共通の計画なしに全く異なった原則に従って組織されている。・・・(中略)・・・観察と集計における様々に異なる方法を用いて統一されず不完全

な様式で資料が提供されている。」42この結果として統計の空白と重複とが生じると次のように続ける。「この原因により多くの問題が、たとえば労働分野は重要であるにもかかわらず全く作成されない。またいくつかの事項は複数の官庁によって同時に調査されている。」43このように官庁間における統計活動が極度に分散した状態となった原因は総合調整機関としての統計評議会が機能不全であったことであると1906年の報告書と同じ主旨の文言を次のように繰り返している。「評議会はほとんど機能せず、1891年から1903年までのおよそ20年間においてたった11回の会議が開かれただけである。」44統計評議会が十分に機能しなかったことによって生じた統計の空白について次のように説明している。「現在の統計行政組織が抱える以上のような欠点は実践において本質的に深刻な諸結果をもたらす。政府は法に則って重要な問題に取り組もうとしても、いたるところで最新の統計が欠如しているために古い統計を使わなければならない。」45このように統計組織が脆弱であったことが内務省により統計改革案作成を促した大きな要因であった。

各官庁代表者からなるこの委員会における論議は主に次の2つの点をめぐって行われた。

第一に、調査実施機関としての統計総局と総合調整機関としての統計評議会との相互関係についてである。一部の委員は統計評議会と統計総局とを一人の責任者の下に置くべきであると主張した。しかし他の委員は、これまで調整機関が調査機関へ従属したことが統計評議会の機能不全をもたらしたと主張した。結局、統計評議会を従来どおり統計調査実施機関に付属させるか、または独立した組織とすべきかについて委員会における合意が得られなかった。

第二に、調査機関としての統計総局と諸官庁との関係についてである。1906年にゾロタリョフが作成した当初案には統計局が内務省付属機関として位置づけられていた。1909年に行われたこの委員会における検討を通じて、統計総局をどの官庁にも従属せず閣僚会議直属とすることで合意が得られた。統計総局を閣僚会議直属組織とすべきことは、「財務省代表が提案したものであり、

法案作成者が全く想定していなかった| 46ことであった。

諸官庁から独立した統計局の例として財務省代表が示したのは1872年に設立されたドイツ帝国統計局である。ドイツにおける統計組織のあり方と万国統計会議の諸決定との関係について次のように報告書に記録されている。「ドイツに関して財務省代表が引き合いに出したのは、これが万国統計会議の諸決定のうち中央統計機関へいずれの官庁からも独立した権限をあたえるべきであるということが初めて実現したものである。1872年に設立された帝国官房付属帝国統計局はドイツ首相に直属し帝国行政機構の中で全く他の官庁と同様に機能した。」47財務省代表によるこのような発言はヤンソンの1879年の著書における次のような記述を参考にしたものと考えられる。ドイツ帝国統計局がヨーロッパ諸国において諸官庁から独立した唯一の政府統計組織であることを次のように記している。「ヨーロッパ諸国家のうちでドイツ帝国においてだけわれわれはこのような統計組織をみる。」48

2-2-2. 内務大臣の意見書

委員会論議に関するこの報告書にはストルイピン内務大臣の意見書⁴⁹が添えられている。ストルイピンはこの中で統計法案には万国統計会議における論議の成果が反映されていることを詳細に述べている。その内容を見ておく。

新たに設置される統計総局を行政機構全体のなかでどこに位置づけるかという問題を検討するにあたり西欧諸国における統計実践を参考にすべきであるとつぎのように述べている。「ロシアの現状に配慮しつつ、西欧諸国が成し遂げた統計機関改編に対して、学問及び実践の面から注意を払うことが理にかなっている。」 50 これに関連して万国統計会議のうち 1853 年のブリュッセル大会、 1855 年のパリ大会および 1867 年のフローレンス大会までの論議を検討している。尚、 1857 年のウイーン大会、 1860 年のロンドン大会および 1863 年のベルリン大会に関する記述はない。

1853年ブリュッセル大会に関してストルイピンはヤンソンを引用しつつ次

のように述べる。「『統計活動の成功は主として最高統計機関が最高政府機関体制においてどのような位置を占めるかということを正当に評価しながら』とロシアで最も権威ある統計学者ヤンソン教授は言う。『1853年ブリュッセルにおける第1回統計会議は主としてこれら最高機関の編成に注意を払った。』」 ⁵¹統計会議では「近代統計諸機関が収集した資料を、学術及び実践上の目的で利用することを妨げているのは、統一性と総指導機関の欠如であるとみなした。そして中央統計委員会を各国において設置することを勧告した。」 ⁵²

1855年パリ大会に関して次のように述べる。「各国に中央統計委員会またはこれに類した組織を設置し、各官庁代表と学識経験者からこれを構成することが必要であると述べられた。」⁵³

ストルイピンが特に詳しく検討しているのは1867年にフローレンスにおいて開催された第6回大会決議54である。彼はフローレンス会議決議において示された統計制度のあり方に関して次のように記している。「国の統計活動が成功するためには特別な高等統計機関(統計総司令塔)が必要であり、いかなる省にも個別に属さず閣僚会議に直属することが必要である。」55諸官庁から独立した単一の中央統計組織が必要であることをこのように示している。また統計調査機関と総合調整機関とが1人の指導下におかれるべきであると述べている。「この機関は審議委員会と執行局との2つからなり、1人の特別な人物が指導すべきである。」56この点については1910年の国家評議会において法案が否決された際の根拠のひとつとなった。

このようにストルイピンはフローレンス大会決議のうち次の2点をその要点とみなした。

第一に、官庁に属さない独立した単一中央統計機関を設置することである。 第二に、この中央統計機関が調査実施機関と調整機関からなり、1人の人物 が双方の責任者を兼務することである。

フローレンス大会決議が各国の統計制度改革へ与えた影響と、ロシアへの適 用可能性について次のように述べている。「イタリア、ドイツ、ハンガリー、 スイスなどの西欧諸国において会議の上述のような希望 (勧告) は速やかに実現した。そしてこのような決定はおそらく現在のロシアの状況に最も適用できる。」 ⁵⁷

このように1908年ロシア統計法案は万国統計会議フローレンス大会決議に 示された統計制度モデルをロシアへ適用しようとしたものである。

2-3. 1908年ドウーマ提出法案と趣意書

内務省中央統計委員会は1908年10月31日に統計法案をドウーマへ提出した。 法案趣旨説明書58は1906年にゾロタリョフが閣僚会議へ提出した文書とほぼ同 じ内容である。ゾロタリョフによる記述に続いてストルイピン内務大臣が法案 の要点を述べている⁵⁹。彼は新しい統計組織が閣僚会議に直属し諸官庁から独 立したものとなるべきことを次のように述べている。「最高統計機関は統計総 局という名称の下に閣僚会議へ直属して組織され、その長は閣僚会議にだけ従 う。」60また統計総局と統計評議会との関係については次のように述べる。「統 計総局に付属して統計評議会と統計研究所をおく。| 61このように統計評議会 を統計総局の一機関として構想していた。統計評議会は次のように2つの部会 から構成されるとされた。「統計評議会は最重要または緊急性のある問題を審 議する総務部会と重要ではないが迅速な解決を必要とする問題を審議する個別 部会との二つから構成される。| 62総務部会には 「60人までが構成員として参加 し、その中には各官庁代表として統計実務家だけでなく学識経験者15人とゼ ムストヴォおよび都市など地方行政機関代表12人が含まれる。| 63個別部会の 構成員は「ごく少数であり、ここに入るのは統計総局と内務省、財務省、商工 省、農業省などの関係官庁の代表、およびペテルブルグ大学統計学政治経済学 教授とである。| 64調査実施機関としての統計総局の構成員は「局長と副局長と を除いて27人となる」65とされ、小規模であった。この文書に法案「統計部門 機構に関する法 | が添えられている。

2-4. ドウーマ法案調整委員会の報告

ドウーマにおいてこの法案がどのように扱われたかを見ておく。1910年12 月1日に開催された国家評議会議事録にはドウーマにおける審議について次の ような記録が残されている。「ドウーマ委員会ではこの法案は1年半もの長期 にわたり放置された。・・・(中略)・・・それはきっとそこで詳しく検討され てドウーマ本会議へ会期末になって送付された。そして最後のいくつかの本 会議のひとつに他のこまごました重要でない問題と一緒に扱われた。この法案 は1年半も委員会に寝かされていたのとは対称的に急ぐ必要があると宣言さ れ、ドウーマ本会議では5分も審議されなかった。委員会の報告者が短い説明 を行い、それに関するなんらの議論もないままドウーマは法案の欠点に注意を 払わずにそのまま承認した。| 66ドウーマ委員会において1年半も放置されて いたとこのように批判されたが、実際には少なくとも4度にわたり会議が招集 されたことがこの委員会の報告書67に次のように記録されている。「この法案 は1908年11月5日のドウーマ決定によって委員会へ送付され、1909年4月18、 21、25日、12月1日の会議において検討された。| ⁶⁸この報告書にも万国統計 会議を中心に交わされた西欧諸国における統計制度論議が詳しく検討されてい る。そして統計法案が西欧における論議の成果に依拠したものであることが述 べられている⁶⁹。万国統計会議のなかで特に1867年のフローレンス大会決議に ついて詳細に検討されている。「フローレンス大会において考案された統計機 関組織に近づけることが、これ以降ヨーロッパ各国において試みられつつあ る。170

法案がフローレンス大会決議に依拠したものであり、このことの妥当性を次のように示す。「委員会の見解によれば、内務大臣によって提案された改革はフローレンス会議が作成した図式に完全に合致しており、同様に西欧の統計学と実践およびロシアの統計実践とからの要求に合致している。」⁷¹そして「委員会は内務大臣が提出した法案を検討したうえでなんらの修正の必要も認めな

い」⁷²と原案通りの承認を求めた。委員会はさらに公的統計の独立性についてもフローレンス大会決議に沿って次のように述べる。「フローレンス会議の思想によれば統計評議会は国家において最高位の統計審議機関として完全な独立性と権威とを持つべきである。」⁷³ここにいう「独立性と権威」とは「様々な影響から免れてその判断において自由に結論を下すことである」⁷⁴と説明されている。この見解はゾロタリョフが中央統計委員会長官就任直後の1903年12月に当時の内務大臣プレーヴェへ提出した書簡においてすでに示されていた⁷⁵。委員会は統計の独立性に関して法案に対する疑義を次のように示している。「統計評議会議長を統計総局長に兼務させることはこれらの条件をうばう。」⁷⁶統計評議会を従来どおり統計総局へ従属させることが統計の独立性の視点から好ましくないという意見がのちの国家評議会において示され、法案否決の根拠のひとつとされた。

ドウーマ本会議での法案承認にあたり、「統計評議会を統計総局の管轄からはずし、その議長を皇帝が任命すること」⁷⁷との修正が加えられた。このように統計の独立性の視点から統計評議会を統計総局から独立させるという意見が付された。

第3節 廃案の経緯

3-1. 1910年国家評議会合同委員会における論議

ドウーマにおいて承認された統計法案は1910年に国家評議会へ送られた。 同年6月12日と11月4日にこの法案は委員会審議に付された⁷⁸。この委員会に は国家評議会議員でもあった元中央統計委員会長官のセミョーノフも出席し た。委員会における論議を伝える記録として3つの文書⁷⁹が公文書館に保管さ れている。これらに依拠して主要論点を見ていく。法案第15条には統計評議 会について次のように記されている。「統計評議会の総務部会と個別部会の議 長を統計総局長が務める。」⁸⁰合同委員会報告書にはこのことについて次のよ

うな説明がある。「ストルイピンによって準備された改革案の要点は次のよう にまとめられる。すなわち、内務省構成機関であった中央統計委員会と統計評 議会とに替えて、(1) 閣僚会議議長に直属する執行統計機関である統計総局と、 (2) 統計問題を審議する統計総局附属統計評議会とを設置することである。| 81 ドウーマでは統計評議会を統計総局の付属機関ではなく、独立した組織にすべ きという修正意見が付された。国家評議会の委員会においても統計の独立性の 視点から同様の見解が多数から示された。「内務省の法案には評議会の議長を 局長へ委ねることが予定されている。この提案はドウーマによって否定された が、いずれにせよ局長は統計評議会個別部会の議長のままである。| ⁸²このこ とから統計評議会は 「統計総局からの十分な独立性が保障されていない」 ⁸³と の批判が示された。統計評議会と統計総局との関係以外に、地方統計組織改革 が棚上げされたことへの批判が示された。「合同委員会は全体の改革と同様に 特に地方統計機関の改革がロシアにおける統計事業の一層の発展のために極め て重要な事業であることを認めざるを得ない。| 84当時のロシア地方統計組織 の脆弱さについて委員会報告では次のように指摘されている。「地方における 状態は劣悪である。県統計委員会の活動の極度の脆弱性は次のことによって説 明される。それは資金が全く不足していることだけでなく、これら委員会の書 記が作成する表や集計情報が警察や郡役場によって集められているという事情 によっても説明される。」⁸⁵このように統計の末端情報が警察や郡役場の業務 の傍らに収集されていたことが示されている。合同委員会はこのような脆弱な 地方組織の改革に着手しないことを批判する。

合同委員会は、統計評議会の統計総局への従属と地方統計組織改革の棚上げとを根拠として、法案の否決を提案した。「財政および法案提出合同委員会は多数者の意見に従い、ドウーマが承認した帝国内統計行政機構に関する法案を退けるべきとみとめる。」⁸⁶合同委員会において特に厳しい批判が法案に対して示されたのは11月4日の会合であった。元中央統計委員会長官のセミョーノフは、この法案には「良いところがないだけでなく害しか見えない」⁸⁷と述

べた。彼は地方統計組織の改革に着手しないまま中央統計組織の改革に取り 組むことを、プーシキンの『ルスランとリュドミラ』⁸⁸の一節を引用して次の ように批判した。「はじめに下部組織から開始すべきである。そうしなければ 中央機関は『ルスランの死んだ頭』すなわち胴体のない頭になる。| 89またセ ミョーノフは統計作成を統計総局へ集中することに対して疑義を示した。「全 ての統計業務をひとつの中欧機関へ集中してはならない。それらを諸官庁の手 元に残すべきである。下部組織が正しく組織されていない統計総局に何ができ ようか。| 90ここでセミョーノフは集中型統計制度に反対したのではない。地 方機関を整備しないままでの統計総局には全国にわたる統計業務を担う能力が ないという主張であった。セミョーノフに続き何人かが法案に反対する立場か ら発言した。この中には後に国家評議会において委員会の審議結果を報告した ジノヴィエフ等が含まれる。彼は「セミョーノフが指摘したようにはじめに下 部機関を創設することが必要であり、そのあとで上部組織について語るべきで ある | ⁹¹と述べた。その上で法案を否決すべきと主張した。委員会議長判断に より法案を条文ごとに検討すべきかどうかについて採決がおこなわれた。採決 結果は「賛成8票反対25票」92であった。このように法案の各条文ごとに検討 することなく全面的に退けるべきという意見が多数を占めた。

11月4日の合同委員会には中央統計委員会長官のゾロタリョフも出席し反論の機会を求めた。彼の発言の要旨が公文書として残されている⁹³。この内容を見ておく。合同委員会が法案を条文ごとに検討することの可否を問うた採決前に、ゾロタリョフは自らの反論を次のように述べた。まず法案に反対する委員の主張を次のように要約している。「検討された法案に対して先ほどなされた指摘を次のように要約しよう。(1) 法案は余計でしかも有害である。(2) 官庁統計への不当な介入をもたらす。(3) 多額の費用がかかる。(4) カベのない屋根のようである。はじめに下部と中層組織を作らなければ建物全体の完成を考えることができない。」⁹⁴かれはこれらの主張一つ一つに対して反論した。

第一に、法案が百害あって一利なしという主張に対しては次のように言う。

「この言葉は何度も繰り返されたが残念なことにこれのどこが有害なのかを示す言葉が発せられなかった。」 95

第二に、官庁統計への介入につながるという批判に対しては法案のいくつかの条文 96 をあげながら次のように述べる。「これらは現在と同じように官庁統計の独立性を規定している。」 97

第三に、予定されている経費が膨大であるという批判に対しては、業務の増大と比して適性であると説明している 98 。

第四に、地方統計組織の再建が棚上げされていることについては次のように述べる。中央統計機関を建築家の頭に例えて、地方統計機関のあり方を統計総局に検討させようと提案した。「建物の基礎を作る前に建築家や工事人の頭を加工し、基礎の深さや厚さ、建物やカベ全体の強さを決めさせることが必要である。」 99

さらにゾロタリョフは法案の骨子が西欧における統計論議の継承であることを詳細に説明している。「何よりも指摘したいのは、検討された法案は前世紀西欧における最良の行政、学問、実践の代表者たちが作り上げた学問適上の成果に完全に合致したものであるということです。」¹⁰⁰このように単一中央統計調査組織の設置が万国統計会議を中心に交わされた西欧統計制度論議の成果であることを示した。ゾロタリョフが構想した新しい政府統計制度は、中央政府の全ての統計調査を単一組織が担う集中型統計制度であり、1918年の初期ソヴィエト政権が創設した中央統計局へ影響を与えた構想である。

集中型の統計組織編成とあわせて、ゾロタリョフは統計の独立性が必要であることを述べている。「このような機関の活動の成功は他の国家機関からの十分な独立性に条件付けられる。国の統計の先頭に立つ機関はいずれの行政機関にも付属すべきではなく、いずれの支配も受けず従属せず権力の外に置かれるべきである。この条件は統計が合目的的に活動するために必要である。」¹⁰¹このような主張の根拠として万国統計会議の諸決議のうち、ブリュッセル、パリ、ベルリン、フローレンスの各大会決議からつぎのように引用している¹⁰²。

「ブリュッセル(1853年)『のぞましい統一を達成する最も確実な手段は各国 に中央統計委員会またはそれに類した機関を設置することであり、その構成 員として主要官庁の代表が参加することである。』パリ(1855年)『各国に中央 統計委員会またはそれに相当する期間を設置すべきである。』ベルリン(1863 年)『1853年ブリュッセルと1855年パリで採択された決議を思い出しこれらを 繰り返すことが合目的的と認められる。』フローレンス (1867年) 『会議はカス ティリオーニ博士の提案に参加者が注目するよう求めた。それは次のようにま とめられる。(1) 各国に次のような統計局を設置しなければならない。その目 的は統計資料の収集、相互比較及び公表である。すなわち、行政の全分野に関 する事項、国の物質的、経済的、道徳的状態、及び学問的視点から関心がもた れる全ての現象に冠する事項である。(2)この統計局は閣僚会議議長に直属し 自治的総局となる。|| 103 ゾロタリョフはこのように万国統計会議決議を引用 しながら自らの主張の根拠とした。さらに彼はこのような統計組織を設置しよ うとの試みがロシアにおいてすでに過去3回あったと述べる。「わが国ロシア でも官庁に付属しないこのような機関創設案は初めてではない。これはすでに 3回目であり、ロシアの過去100年の国内事情の中で3つ目の最重要な時点で ある。それは省制度創設時、アレクサンドル2世による改革時、及び現在であ る。| ¹⁰⁴このようにゾロタリョフはこのような統計機関の設置が、万国統計会 議における論議とロシアにおける統計改革との継承であると主張している。彼 のこのような説明の甲斐なく合同委員会は法案条文ごとの検討を拒否した。

3-2. 1910年12月1日国家評議会本会議における論議

12月1日の国家評議会第6会期本会議において統計法案が審議された。同日の議事録¹⁰⁵に従って論議の内容を見ておく。

〈合同委員会報告〉

統計法案の検討結果に関する合同委員会報告が委員長ジノヴィエフによって 行われた。合同委員会委員の28名全員が「法案に無条件に反対を表明し、条文 ごとの検討を拒否した」¹⁰⁶と結論を述べている。法案を否決すべきとの提案を本会議に対して行い、その根拠として、法案が地方統計組織再編に触れていないこと、統計評議会の統計総局への従属が懸念されることとの2つをあげている。

ジノヴィエフは当時の統計行政の抱える大きな問題のひとつを地方統計組織が未整備であることとする。「全ての悪の源はわが国に地方統計組織がないことである。」「107ここで「ない」と評価された地方統計組織の状況を伝える次のような記録がこの議事録にある。「私たちは全ての情報を知事から直接入手するのではなく、知事は貴族会長とゼムスキーナチャリニクへ情報を求め、彼らはさらに郡役場へ情報を求めます。彼らは情報を集めには行きますが、皆さんが知っているとおり、あてずっぽうに書き込みます。もし養蜂業の情報が求められれば郡には374万4,562匹の蜂がいると書きます。これはありうることです。」「108末端情報を収集する組織を整備することなく中央統計組織を新たに創設しても「基礎のない屋根、壁のない屋根は建つことができない」「109と記されている。

また統計評議会と統計総局との関係について委員会報告者は統計の独立性の 視点から法案を次のように批判した。かつて統計評議会が設置された目的は各 官庁統計活動を総合的に調整することであり、特に各官庁が分散して行ってい る統計調査を中央統計委員会へ統合することであった。しかし各官庁が統計評 議会へ諮問することはまれであった。また統計評議会議長を中央統計委員会長 官が兼務することによって調査機関へ調整機関が従属することとなった。結果 として統計評議会は「過去12年間に10-11回開催されただけ」¹¹⁰であった。統 計評議会が機能しなかった原因のひとつは統計評議会が中央統計委員会に従属 するという組織編成上の問題であった。委員会報告者は新しい法案の下でも同 様の問題が繰り返されると批判した。「内務省は中央統計機関の再編によって 統計評議会が極めて独立したものとなると見ている。」¹¹¹統計評議会議長は皇 帝によって任命されるものの内務省は「評議会議長として統計総局長を任命す るよう提案している。」¹¹²このことから「評議会は統計総局長の下にある機関 となる。すなわち、完全に独立したものではなく統計総局長へ従属したものとなるのは明らかである。」 113 このような懸念はドウーマにおいても示されたことが紹介されている。「内務省案に次のような根本的修正を加えた。それは統計総局長に付属して統計評議会を設置することにかえて、ドウーマ委員会は統計評議会に独立性を与えた。」 114 ドウーマの修正案には統計評議会が統計総局の一部局ではなく閣僚会議へ直属するものとされた。しかし国家評議会合同委員会はドウーマの修正案に従っても統計評議会の独立性が実現しないとみた。統計評議会は統計各分野の問題を審議する個別部会とこれを統括する総務部会とに分かれ、個別部会の議長を統計総局長が兼務することとなっていた。「全ての問題は個別部会で討議され解決され、この部会の大部分の委員は議長である統計総局長の影響下にある。」 115 統計評議会の独立性がないことはそれまでの事情と同じであると次のように述べている。「現行の統計評議会の欠点のひとつはそれが中央統計委員会長官に完全に従属していることである。」 116

暗殺されたストルイピンの後任として内務大臣に就任したクルジジャノフスキーが、合同委員会報告に続いて法案の趣旨説明を行った。彼は地方機関を含めた政府統計制度改革が望ましいとしつつも、財政上の制約から中央統計機関の改革に当面は限定すべきであると次のように述べた。「統計改革を全面的に一度に中央も地方も行うことが望ましいことに疑いはない。」¹¹⁷また統計調査が各官庁に分散していることの弊害の例をあげ、さらに万国統計会議フローレンス大会決議を引き合いに出して次のように述べている。「中央統計機関とならんで官庁統計機関がキノコのように成長しこれらが組織化されることはまれである。・・(中略)・・結果として政府が必要とする統計資料がないということが日常的に起こっている。・・(中略)・・われわれは毎回特別な調査をしてこのような全く簡単な問題に対応している。」¹¹⁸このように分散型統計組織の非効率性と統計の空白という問題点をあげている。そのうえで「1867年にすでにフローレンス統計会議において、各国家が必要とする統計への要求と関連してつぎのことが示されている。すなわち、中央統計機関は官庁に従属せず閣僚

会議議長に直属し十分な自主性を保障されるべきである。」¹¹⁹このようにクルジジャノフスキーは単一中央統計組織が必要であることを主張しているが、問題となっている統計評議会と統計総局との関係については特に発言していない。

このあと法案に対して替否それぞれの立場からのいくつかの発言が議事録に 記録されている。そのうち反対の立場から意見表明したセミョーノフの発言を 見ておく。彼はこの統計法案に従えば、新たに設置される統計評議会もこれま で旧組織が抱えた問題を継承すると次のように述べている。すなわち、統計 評議会は「統計機関をもつ各省が作成する様々な分野の統計を統合することに ついては何もできなかった。なぜならばひとつの省も統計評議会の審議に付す ことがなかったし、過去15年間は内務省中央統計委員会も何もその審議を依 頼しなかった。| 120このように統計評議会の活動が停滞した原因を次のように 指摘する。「統計評議会の不成功の主因は、それがいかなる官庁にも属さない 機関となるかわりに一つの省に付属していたことである。| 121このように統計 評議会が内務省に付属しその議長を中央統計委員会長官が兼務することによっ て、統計評議会の独立性が保障されなかったとセミョーノフは述べた。かれ は、統計評議会が個別官庁から独立した位置づけを与えられるべきであるにも 関わらず、法案ではこれまでどおり統計総局に従属したものとなっていると批 判する。また地方統計機関再建が棚上げされていることを次のように批判す る。「ドウーマを通過し国家評議会へ提出された法案は県統計委員会に関する いかなる計画も含まず、統計評議会あるいは権威ある統計家による何らの審議 も経ていない。さらに2つの中央統計機関、すなわち統計総局と統計評議会と を混同し全く受け入れがたく取り返しがつかないものにしている。| ¹²²この発 言のあと彼は法案審議の延期を求めた。

セミョーノフ等法案に反対する議員が依拠した根拠は主として次の2つにまとめられる。

第一に、地方統計組織の整備が断念されたことである。当時の地方において

県統計委員会、ゼムストヴォ統計委員会、都市統計局が並存し、それぞれ独自 に統計調査が行われていた。中でも内務省中央統計委員会の地方組織であった 県統計委員会の組織は脆弱であった。ドウーマにおける論議及び内務省の主張 とは異なり、末端情報を被調査者から直接収集する地方組織の整備なしには、 中央統計組織の改革は不十分であるという危惧が示された。

第二に、統計の独立性について懸念されたことである。内務省案では統計評議会が統計総局に付属する地位が与えられていた。内務省案は万国統計会議フローレンス大会決議に示された統計制度をモデルとしたものであった。しかしフローレンス大会決議において示されたのは調整機関が特定官庁から独立した組織編制であった。内務省案はこの点において異なっていた。国家評議会議員からは統計活動に関する権限が統計総局長へ集中し統計評議会が独立した調整機関と成りえないという懸念が示された。

本議会において賛否両論の立場からの発言のあと法案採決のための投票が行われた。結果は反対92、賛成35であり法案は否決された。

結び

1908年に内務省中央統計委員会が作成した統計改革法案の骨子と、それが国会審議を経て廃案となった経緯を見てきた。改めて本稿の要点をまとめれば次のようになる。

第一に、1908年統計改革法案に示された政府統計制度は万国統計会議を中心として行われた西欧統計制度論議の成果を反映したものである。ケトレーの提唱によって1853年にブリュッセルにおいて開催された第1回大会から1867年のフローレンス大会にいたる論議が詳細に検討され、なかでもフローレンス大会決議に示された統計制度のモデルをロシアへ適用する試みであったと見ることができる。それは諸官庁から独立した単一中央統計組織を設置することを主な内容とし集中型統計制度を目指したものであった。これは後のソヴィエト

政権による中央統計局の創設へ影響を与える。このことから1908年統計法案 に反映された統計改革構想は帝政ロシアにおける最初の中央統計局構想であっ たと見ることができる。

第二に、法案が国家評議会において廃案となった根拠のひとつに統計の独立性への危惧があった。法案のなかで調整機関としての統計評議会は調査機関としての統計総局の一部局として位置づけられていた。統計評議会のこのような位置づけはこれ以前の統計評議会と同じであった。各官庁が統計評議会へ実際に諮問することは稀であり、また統計評議会からの勧告を履行する義務を各官庁は負っていなかった。その結果として「死産状態」と評されるように活動が停滞していた。総合調整機関のこのような停滞した活動状態が繰り返されないためには、統計評議会を特定の官庁から独立した機関とすべきであった。

調整機関の位置づけをめぐる論議は法案否決後も続く。初期ソヴィエト政権下の1918年6月に開催された全露統計家大会において作成された統計法案には次のように記されている。「第8条、最高統計問題評議会は業務関係において独立しており他の政府機関に従属しない最高国家統計機関である。またその検討に付す問題についての決定を執行するにあたり、法的規制を受けずまた最高国家権力の承認を必要としない。」¹²³その後布告された「国家統計について(法)」には調整機関の独立性に関する規定は削除されている。

さて、1908年統計法案に示された単一中央統計組織は、ロシア革命後の集中型統計制度として実現する。これにいたる1911年と1916年に作成された統計法案の作成過程において、統計組織のあり方がどのように扱われその論議へ万国統計会議における論議がどのように反映したかを本稿に続く研究課題とする。

注】

- 1 Елисеева и др. (2016), с.91.
- 2 法案の名称はПроект Положения об устройстве статистической части. 「統計行政機

構法案 | である。РГИА (1908-1910e). лл. 40-44.

- 3 Елисеева и др. (2016), с.91. ここでエリセーエワ等はドウーマが法案を採択した日付を 1910年12月 1 日と記しているが、これは国家評議会において法案が否決された本会議が開催された日付であり誤った記述である。同日の議事録は次の公文書として残されている。 「1910年12月 1 日 (水) 国家評議会第六会期第 9 会合議事報告書」 PГИА (1908-1910f). дл. 49-65.
- 4 Золотарёв, Аким Михайлович (1853-1912). コサック士官学校及び参謀本部ニコライアカデミーを卒業し、ニコライアカデミーにおいて統計学と軍事地理学を教授として担当した。1903年から1911年まで中央統計委員会長官を務め、1911年に元老院議員となる。パリとコペンハーゲンで開催された万国統計会議に政府代表として出席した。Елисеева и пр. (2016). сс.273-274.
- 5 この経緯についての記述が次の書簡にある。内務省中央統計委員会1905年 2 月 7 日付け 書簡137号。PΓИА (1898-1913b), π.53.
- 6 1910年12月1日(水)に開催された国家評議会第6会期第9会合議事録に記録されたドウルノヴォの発言である。PΓИА (1908-1910f), π.56.
- 7 РГИА (1898-1913b), л.53.
- 8 РГИА (1898-1913с), лл.54-71.
- 9 Tam жe, π.54. ストルイピン内相が提出を指示した旨の記録がある。
- 10 1908年10月31日付内務省中央統計委員会書簡番号1450。РГИА (1908-1910c), дл.31-40.
- 11 РГИА (1908-1910а), дл.1-30.
- 12 Там же. лл.15-19.
- 13 РГИА (1898-1913d), лл.72-77.
- 14 РГИА (1908-1910д), лл.66-101.
- 15 筆者はこの改革案原文を入手していない。
- 16 РГИА (1898-1913b), л.53.
- 17 Янсон (1879), с.103.
- 18 Попов (1918?), с.1.
- 19 РГИА (1898-1913с), л.54.
- 20 Там же, л.54.
- 21 Там же, л.54.
- 22 Там же. л.54.
- 23 РГИА (1898-1913а), л.15.
- 24 РГИА (1898-1913с), л.55.
- 25 РГИА (1908-1910f), лл.62-63.
- 26 РГИА (1898-1913с), л. 55.
- 27 Там же, л. 56.
- 28 РГИА (1908-1910с), л.33.

現代ビジネス学会「九州国際大学国際・経済論集」第4号(2019年8月)

- 29 Попов (1918?), с.4.
- 30 Там же, л. 57.
- 31 Там же, л. 57.
- 32 Там же, л. 57.
- 33 Там же, л. 57.
- 34 Там же, л. 57.
- 35 Там же. л. 59.
- 36 Там же, л. 58.この一節は1908年にドウーマへ提出された報告書においても繰り返し述べられている。PFИA (1908-1910a), л.1.
- 37 Попов (1918?), с.4.
- 38 РГИА (1898-1913с), л.58.
- 39 Там же. л.60.
- 40 Там же. л.60.
- 41 РГИА (1908-1910а).лл.1-19.

委員会には次の官庁からの代表者が参加した。すなわち、内務省、財務省、商工省、国民教育省、運輸省、法務省、外務省、宮内省、海軍、農業省、国家統制省、国家馬匹飼育省、マリヤ皇后機関、正教会、コサック軍局、および学識経験者である。また議長はクルジジャノフスキー内務大臣が務めた。см.там же. д.1.

- 42 Там же, л.1.
- 43 Там же. л.1.
- 44 Там же, л.1. ここでの記述は注28のポポフによる記述とほぼ同じ内容である。
- 45 Там же. л.1.
- 46 Там же, л.3.
- 47 Там же, л.4.
- 48 Янсон (1879), с.104.
- 49 PΓИA (1908-1910a), ππ.15-19. この文書にはストルイピンとゾロタリョフの署名がある。
- 50 Там же, л.15.
- 51 Там же, л.15. ここでストルイピンは出所を示していない。ヤンソンのこの一節は次の文献にも引用されている。РГИА (без даты, 1917?), л.4. 及び、РГИА (1898-1913d), л.72.
- 52 РГИА (1908-1910а), л.4.
- 53 Там же, л.15.
- 54 フローレンス大会における諸報告と論議の記録は次の文献にある。Maestri (1868).
- 55 РГИА (1908-1910b), л.16.
- 56 Там же. л.16.
- 57 Там же, л.16.
- 58 РГИА (1908-1910с), лл.31-40.

1908年ロシアの中央統計局構想(山口秋義)

- 59 РГИА (1908-1910d), лл.36-40.
- 60 Там же, л.36.
- 61 Там же. л.37.
- 62 Там же, л.37.
- 63 Там же, л.37.
- 64 Там же, л.37.
- 65 Там же, л.38.
- 66 РГИА (1908-1910f), л.49.
- 67 РГИА (1898-1913d), лл.72-77.
- 68 Tam жe, π.72. 会議の出席者は統計評議会議長トロイニツキー、中央統計委員会長官ゾロタリョフ、ペテルブルグ大学教授ゲオルギエフスキー、商工省工場検査官ヴァルザールであった。
- 69 ここでの記述の多くがヤンソンの記述とほぼ一致している。例えば、「政府統計機関構成に対する最後の一撃をついに万国統計会議が与えた」 Tam жe, л.72とほぼ同じ記述が Янсон (1879), с.80. にある。ただし報告書はその出典を示していない。また РГИА (без латы, 1917?), д.4. にも同様の記述がある。
- 70 РГИА (1898-1913d), л.73.
- 71 Там же, л.76.
- 72 Там же, л.77.
- 73 Там же. л.77.
- 74 Там же, л.77.
- 75 注21で示した。
- 76 Там же. л.77.
- 77 РГИА (1898-1913с), л.67.
- 78 委員会の名称は財政及び法案合同委員会である。
- 79 次の3つの文書がロシア国立歴史公文書館に保管されている。PFИA (1908-1910g), лл.66-101. PFИA (1908-1910h), лл.102-104. PFИA (1908-1910i), лл.180-183
- 80 РГИА (1908-1910е), л.42.
- 81 РГИА (1908-1910д), л.67.
- 82 Там же, лл.69-70.
- 83 Там же. л.69.
- 84 Там же, л.68.
- 85 Там же, л.68.
- 86 Там же, л.70.
- 87 РГИА (1908-1910h), л.102.
- 88 Пушкин, А.С. (1978). сс.399-460.
- 89 РГИА (1908-1910h), л. 102.

現代ビジネス学会「九州国際大学国際・経済論集」第4号(2019年8月)

- 90 Там же, л.102.
- 91 Там же, л.102.
- 92 Там же, л.102.
- 93 РГИА (1908-1910і), лл. 180-183.
- 94 Там же, л.180.
- 95 Там же, л.180.
- 96 第2, 3, 18条をあげている。
- 97 Там же. л.182.
- 98 ゾロタリョフがここで例としてあげているのは穀物収穫統計についてである。1904年には72県でしか調査が実施されなかったが、1910年にはフィンランド内8県を除く93県であった。しかし中央統計委員会の人員は1895年には42名であったが1910年には51名へ増えただけであった。また1904年には『統計年鑑』が創刊されたことなど業務が増大したことが説明されている。
- 99 Там же. л.182.
- 100 Там же. л.180.
- 101 Там же, л.180.
- 102 フローレンス大会より前の統計制度に関する大会決議は次の箇所に示されている。 Maestri (1866), pp.3-5. フローレンス大会決議は次の箇所にある。

Maestri (1868), pp.468-469.

- 103 РГИА (1908-1910і), л.180.
- 104 Там же, л.180.
- 105 РГИА (1908-1910f), дл. 49-65.
- 106 Там же, л.50.
- 107 Там же, л.51.
- 108 Там же. л.51.
- 109 Там же. л.53.
- 110 Там же, л.55.
- 111 Там же, л.51.
- 112 Там же, л.51.
- 113 Там же, л.51.
- 114 Там же, л.51.
- 115 Там же, л.52.
- 116 Там же, л.52.
- 117 Там же, л.59.
- 118 Там же. л.54.
- 119 Там же, л.54.
- 120 Там же. л.57.

- 121 Там же, л.57.
- 122 Там же, л.58.
- 123 РГАЭ (1918), Л. 67.

【参考文献】

- Елисеева, И.И., Дмитриев, А.Л. (2016). *Очерки по истории государственной статистики России*. Санкт-Петербург, «Росток».
- Попов, П.И. (1918?). Организация государственной статистики: доклад всероссийскому съезду статистиков.
- Пушкин, А.С. (1978). "Руслан и Людмила". *Избранные сочнения в двух томах*, т.1. Москва, Ходожественная литература. сс.399-460.
- Янсон, Э. (1879). История и теория статистики в монографиях Вагнера, Рюмерина, Эттингена и Швабе. Под редакциею и с дополнениями профессора Янсона. С-Петербург.
- РГАЭ (1918), ф.1562, опись 1, ед.хр. №38.ЛЛ.66-70. Проткол заседания статистической комиссии по организации государственной статистики от 2-го июля 1918 года.
- РГИА (1898-1913а), ф.1290, оп.№2, Дел.492. *Материалы по вопросу о преобразовании статистических учреждений ведомства МВД*, 1898-13 дек. 1913. лл.13-28. Копия записки заслуженного Ординарного Профессора Николаевской Академии Генштаба Генерал-майора Золотарева, представляемая () Декабря 1903 года 3-му Министру Внутренних Дел Статскому Секретарю Плеве.
- РГИА (1898-1913b), ф.1290, оп.№2, Дел.492. *Материалы по вопросу о преобразовании* статистических учреждений ведомства *МВД*, 1898-13 дек. 1913.
- л.53. : МВД ЦСК от 7 февраля 1905 №137.
- РГИА (1898-1913с), ф.1290, оп.№2, Дел.492. *Материалы по вопросу о преобразовании* статистических учреждений ведомства *МВД*, 1898-13 дек. 1913.
- лл.54-71: Министерство Внутренних Дел, Центральный Статистический Комитет. Доклад Директора Центрального Статистического Комитета по вопросу о преобразовании статистической части Министерства Внутренних Дел, 7 Декабря 1906 г., №2367.
- РГИА (1898-1913d), ф.1290, оп.№2, Дел.492. Материалы по вопросу о преобразовании статистических учреждений ведомства МВД, 1898-13 дек. 1913.лл.72-77: Доклад по внесенному Министром Внутренних Дел законопроекту о преобразовании Статистического Совета и Центрального Статистического Комитета (представления

- от 31-г октября, 13-го ноября 1908 г. и 19 ноября 1909 г. за №№1456, 1495 и 1635).
- РГИА (1908-1910а), ф.1290, оп.№2, пор.716, Дел.314. *Материалы о преобразовании Статистических учреждений в России 1908-1910.* лл.1-30.: Минитервтво Внутренних Дел, Центральный Статистический Комитет. от 12 сентября 1908 г., №1216. В Совет Министров.
- РГИА (1908-1910b), ф.1290, оп.№2, пор.716, Дел.314. *Материалы о преобразовании Статистических учреждений в России 1908-1910.* лл.15-19.: Соображения и заключение Министра Внутренних Дел. в лл.1-30.: Минитервтво Внутренних Дел, Центральный Статистический Комитет. от 12 сентября 1908 г., №1216. В Совет Министров.
- РГИА (1908-1910с), ф.1290, оп.№2, пор.716, Дел.314. *Материалы о преобразовании Статистических учреждений в России 1908-1910*. лл.31-40.:Министерство Внутренних Дел, Центральный Статистический Комитет. от 31 октября 1908 года. №1456. *О преобразовани Статистического Совета и Центрального Статистического Комитета*.
- РГИА (1908-1910d), ф.1290, оп.№2, пор.716, Дел.314. *Материалы о преобразовании* Статистических учреждений в России 1908-1910. лл.36-40. Соображения и заключение Министра Внутренних Дел. в лл.31-40.:Министерство Внутренних Дел. Центральный Статистический Комитет. от 31 октября 1908 года. №1456.
- РГИА (1908-1910е), ф.1290, оп.№2, пор.716, Дел.314. *Материалы о преобразовании Статистических учреждений в России 1908-1910.* лл.40-44. : Проект Положения об устройстве статистической части.
- РГИА (1908-1910f), ф.1290, оп.№2, пор.716, Дел.314. *Материалы о преобразовании Статистических учреждений в России 1908-1910.* лл.49-65.: Стенографический отчет. Государственный Совет, сессия VI, Заседание девятое. среда, 1 Декабря 1910 г.
- РГИА (1908-1910g), ф.1290, оп.№2, пор.716, Дел.314. *Материалы о преобразовании Статистических учреждений в России 1908-1910.* лл.66-101.: Государственный Совет Сессия VI, Соединенные Комиссии Финансовой и Законодательных Предложений. №2. "Доклад по делу об устройстве статистической части в Империи". Заседание 12 июня и 4 ноября 1910г.. Член-докладчик Н. А. Зиновьев.
- РГИА (1908-1910h), ф.1290, оп.№2, пор.716, Дел.314. *Материалы о преобразовании Статистических учреждений в России 1908-1910.* лл.102-104: Краткое резюме прений в соединенных Комиссиях Финансовой и Законодательных Предложений 4 ноября 1910 года по законопроекту о реорганизации Статистического Совета и Централного Статистического Комитета.
- РГИА (1908-1910і), ф.1290, оп.№2, пор.716, Дел.314. Материалы о преобразовании

1908年ロシアの中央統計局構想(山口秋義)

- Статистических учреждений в России 1908-1910. лл.180-183: Разъяснения, сделанное представителем ведомства Генерал-Лейтенантом Золотаревым 4 ноября в заседании соединенных комиссиий Финансовой и Законодательных Предложений.
- РГИА (без даты, 1917?), ф.1290, оп.№2, Дел.970. лл.1-60. *Лекции по тстории статистики и статистических учреждений* (автор не установлен).
- Maestri, Pierre (1866). Compte-Rendu des travaux de la VI session du Congrès International de Statistique dans ses sessions de Bruxelles1853; Paris 1855; Vienne 1857; Londres 1860, et Berlin 1863, Florence. (京都大学マイヤー文庫所蔵)
- Maestri, Pierre (1868). Compte-Rendu des travaux de la VI session du Congrès International de Statistique reuni à la Florence les 29, 30, Septembre, 1, 2, 3, 4 et 5 Octobre 1867. Florence, G.Barbera. (京都大学マイヤー文庫所蔵)